

久留米市消防団管理システム構築業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市消防団管理システム構築業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米市消防団管理システム構築業務
- (2) 業務内容 久留米市消防団管理システム構築及びこれらに付随する業務
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市役所総務部防災対策課（消防チーム）
久留米市役所田主丸総合支所地域振興課
久留米市役所北野総合支所地域振興課
久留米市役所城島総合支所地域振興課
久留米市役所三潴総合支所地域振興課
その他、市長の指示する場所（受託者の事務所等を含む）

3. 提案上限額

提案上限額は次のとおりとする。

ア システム構築費

（令和5年4月1日から令和5年7月31日まで。）

1,400,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

イ システム使用料

（令和5年8月1日から令和6年3月31日まで。保守費含む。）

912,000円（消費税及び地方消費税額を含まない）

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和5年	2月	1日（水）	公募開始
令和5年	2月	15日（水）	質問書受付締切
令和5年	2月	17日（金）	質問書に対する回答
令和5年	2月	24日（金）	参加申込書等の締切
令和5年	3月	3日（金）【予定】	資格審査の結果通知
令和5年	3月	10日（金）【予定】	企画提案書等の提出締切
令和5年	3月	17日（金）【予定】	プレゼンテーションの実施
令和5年	3月	24日（金）【予定】	審査結果通知書の送付
令和5年	4月	1日（土）頃	契約締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、(1)から(11)までの全ての要件を満たすこととする。

また、単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができることとし、その場合、いずれかの構成員が(1)の要件を満たすとともに、全ての構成員が(2)から(12)までの全ての要件を満たすこととする。

- (1) 過去に、官公庁に消防団管理システムの導入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。

- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 法人格を有している者であること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム又は個人情報保護マネジメントシステムの品質を証明するもの（ISO/IEC27001、プライバシーマーク）を取得していること。
- (11) 今回調達するパッケージシステムは、公告日時点で、官公庁への採用の実績があること。
- (12) 共同事業体の場合、参加申込書の提出締切時点までに共同事業体を構成し、代表者を定めて、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。なお、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加しないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「15. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

なお、質問書の送付に関し、郵便、FAX、持参などによる送付でも方法も可とするが、郵便の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 期限

令和5年 2月15日（水）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和5年 2月17日（金）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。なお、質問の回答は、本要項の追加または修正とみなす。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、カ、キは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

①参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 会社概要書（様式第3号）	1部
ウ 参加資格調書（様式第4号）	1部
エ 業務実績調書（様式第5号）	1部
オ ISMSの認証取得証明書又はプライバシーマークの 認証等の写し（任意様式）	1部
カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
キ 納税（滞納なし）証明書	1部
ク 役員等調書及び照会承諾書（様式第6号）	1部

ケ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第7号） 1部
 ≪共同事業体の場合≫

コ 共同事業体結成予定書（様式第8号） 1部
 ※代表者：ア、ケ（構成員から代表者への委任を行う場合を含む）
 ※いずれかの構成員：エ
 ※共同企業体に属する全ての構成員分：イ、ウ、オ～ケ

②企画提案書等の提出書類

ア 企画提案書（「9. 企画提案書作成方法」を参照） 10部
 イ 価格提案書（様式第9号） 1部

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。
 入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分	納税等証明書		
		法人	個人	
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

令和5年2月17日（金）から令和5年3月10日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、消印有効。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「15. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

「令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務企画提案書作成要領」のとおり。

10. 審査方法

(1) 審査評価

企画提案書等の審査評価は、「令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務評価基準」に基づき実施する。

(2) 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(3) プレゼンテーション

- (a)実施日
令和5年3月17日(金)【予定】
- (b)実施場所、質疑内容
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (c)参加人数
5人以内
- (d)留意事項
 - ア スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。
 - イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

10. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、提案内容の審査による「非価格点」と、価格提案による「価格点」の合計である総得点が最も高い者を候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 総得点が同点の場合は、「非価格点」が高い者を契約相手方の候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

11. 審査結果

- (1) 通知方法
プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期
令和5年3月24日(金)【予定】
- (3) その他
審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

12. 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
 - ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
 - カ 価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合
 - キ 評価基準に基づく提案者の「非価格点」の合計が「非価格点」配点の60%以下の場合

13. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例(平成13年9月28日条例第24号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

- (1) 参加辞退の場合
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「15. 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類
 - ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
 - イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
 - ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (4) 異議申立
申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 予算の議決
本件の契約には、令和5年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。
- (6) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 誓約書の提出
候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

15. 問い合わせ先

〒830-0003 久留米市東櫛原町999番地1

久留米市総務部防災対策課（消防チーム）（担当 岩佐、一木）

電話 0942-38-5160 ファクシミリ 0942-38-5240

電子メールアドレス ksyoudan@city.kurume.lg.jp